【資料4】

日野市における家族介護慰労金事業の現状について

第1回 日野市介護保険運営協議会

令和８年６月２２日開催

１．事業目的

家庭において重度の要介護高齢者を介護する家族に日野市家族介護慰労金を支給することにより、その家族の身体的、精神的、及び経済的負担の軽減を図るとともに高齢者福祉の増進を図る。

２．支給要件

次のいずれにも該当する重度の要介護高齢者の介護者

⑴　65歳以上の者で現に市内に居住している者

⑵　申請日からさかのぼって過去１年間以上要介護状態区分が要介護４又は要介護５であると認定されているもの

⑶　申請日からさかのぼって過去１年間以上介護サービスを利用していないもの（短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用で、これらの利用期間が当該１年の間に１週間以内であるものは除く）

⑷　支給に係る年度の住民税が非課税の世帯に属しているもの

⑸　当該１年の間に介護保険施設以外の病院等へおおむね３カ月以上入院していないもの

３．慰労金の額

重度の要介護高齢者１人につき10万円

４．支給申請

日野市家族介護慰労金支給申請書により、市に申請。

（直近の申請から１年を経過する日まで申請することができない。）

５．対象者の現状

日野家族介護慰労金について問い合わせは複数あるが、個別の聞き取りを行った結果、介護サービスの利用がある、３か月以上入院している、課税世帯である等すべてのケースが対象外だった。